

山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道）

早期整備に関する

要 望 書

令和5年1月

丹後・地域高規格道路推進協議会

山陰近畿自動車道早期整備に関する要望書

山陰近畿自動車道は、京都縦貫自動車道、北近畿豊岡自動車道、鳥取自動車道、山陰自動車道と連結し、日本海国土軸を形成する道路であり、令和4年4月には、山陰近畿自動車道全線が貨物積載車両の効率的な運行が確保できる重要物流道路に指定されており、地方創生及び国土強靱化の実現に欠かせない重要な幹線道路である。

丹後地域においては、京都縦貫自動車道の全線開通、山陰近畿自動車道の延伸により、観光客の増加や新たな企業進出など高速道路の整備による多大なストック効果が表れている。

こうした効果を更に高め、当地域の経済・産業の活性化のためには、ミッシングリンクである山陰近畿自動車道の早期全線整備が不可欠である。にもかかわらず、現状、早期全線整備の時期的な目途が示されておらず、まちづくりの長期展望を十分に得ていく上でも隘路となっている。

また、新型コロナウイルスの感染拡大により東京一極集中の是正が求められており、ポストコロナを念頭に交流・関係人口の拡大による地方への人・モノ・仕事の流れを作る地方創生を加速前進させていく必要性が高まっているため、次の事項を強く要望する。

なお、早期全線開通の要望と併せて、今後の交通量の推移を踏まえた山陰近畿自動車道の四車線化、大宮地域から網野方面への出入口の新設についても強く願います。

一、山陰近畿自動車道の

- ・ ミッシングリンクとなっている大宮峰山インターチェンジから府県境までの全線を令和10年代に完成するよう具体的な整備の年次計画を立てて全線整備の時期的な目途を明らかにするとともに、その早期全線整備を図ること
- ・ 大宮峰山インターチェンジから網野インターチェンジまでを令和5年度には事業化すること
- ・ 府県境までの区間について、ルート決定に必要な予算措置を行うとともに、地元希望ルート帯に配慮し、早期にルート決定を行うこと
- ・ 大宮峰山道路及びアクセス道路の事業を早期かつ着実に推進するため、必要な予算措置を行うこと


一、高規格道路網のミッシングリンクの早期解消を図るため、また、そのサービス水準を持続できるよう、地域の意見も踏まえ、管理費等の利用者負担も排除せず安定的な財源確保を図ること

一、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算・財源を例年以上の規模で確保し計画的に事業を推進するとともに、5か年加速化対策後も予算・財源を通常予算とは別枠で確保し継続的に取り組むこと

一、直轄権限代行や頻発する大規模自然災害等に対応するための地方整備局等の体制の充実・強化をすること

令和5年1月25日

丹後・地域高規格道路推進協議会
会長 京丹後市長 中山 泰

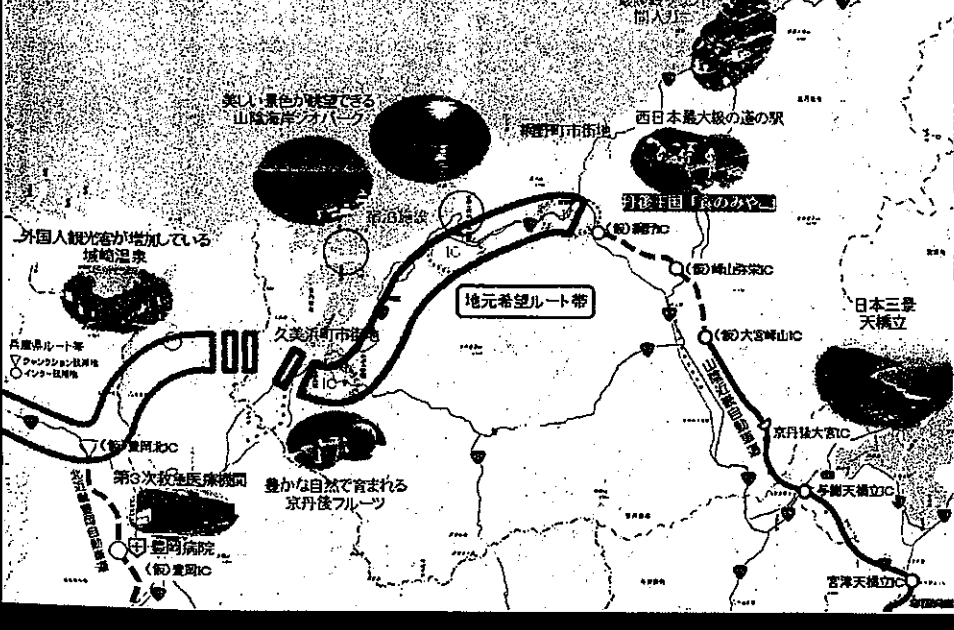
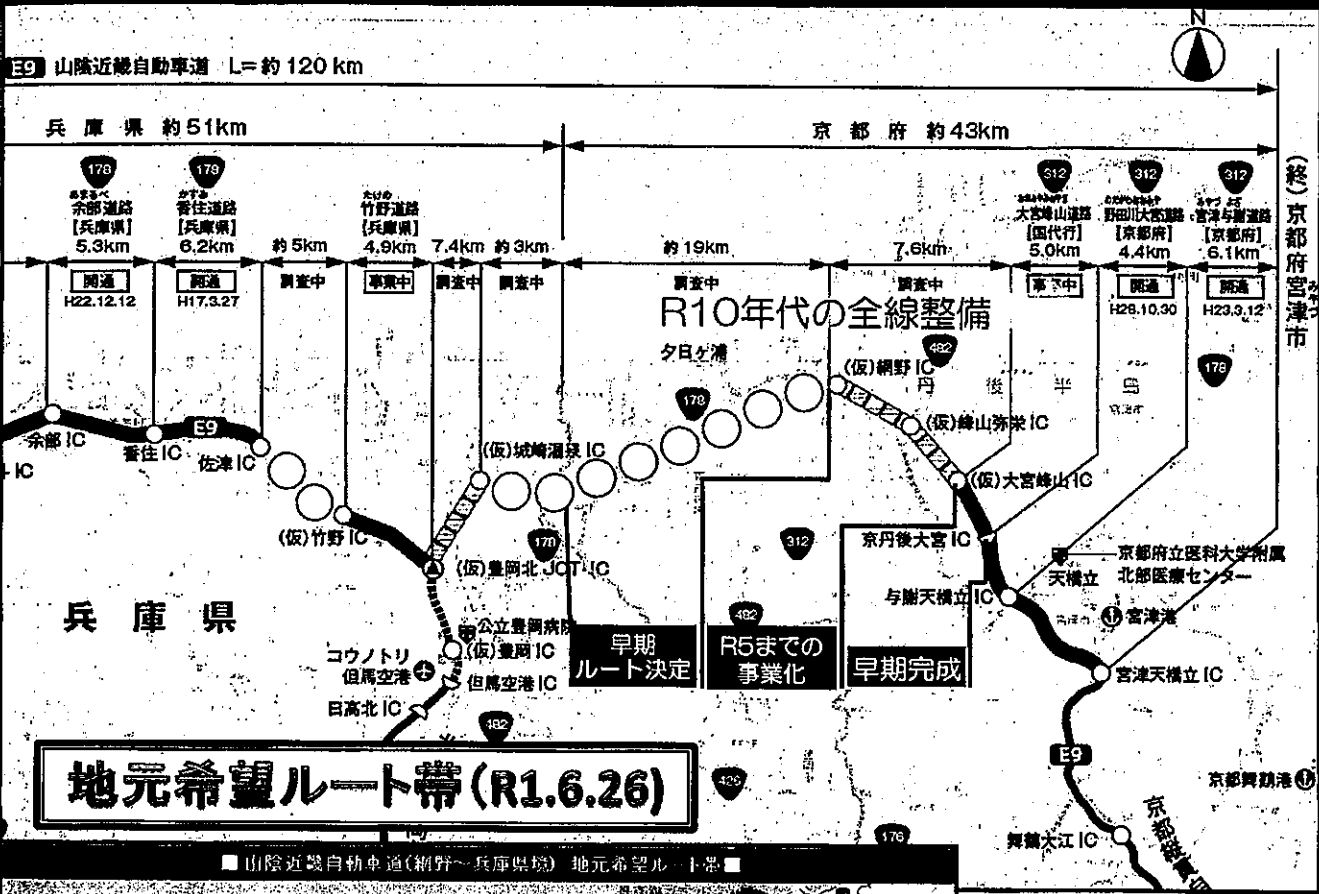
京丹後市社会福祉協議会長	
丹後機械工業協同組合理事長	
丹後織物工業組合理事長	
京丹後(宿)おかみさんの会座長	
京丹後市体育協会会長	
京丹後市文化協会会長	
京丹後市国際交流協会会長	
京丹後市PTA協議会長	
京丹後市女性連絡協議会長	
京丹後市老人クラブ連合会長	
公益社団法人 京丹後市シルバー人材センター理事長	
京丹後建設業協会会長	
京都農業協同組合代表理事理事長	
京都府漁業協同組合代表理事組合長	
丹後海陸交通株式会社取締役社長	
丹後地区森林組合代表理事組合長	
株式会社 京都銀行峰山支店長	
京都北都信用金庫峰山中央支店長	
峰山郵便局長	
NPO法人 京丹後コミュニティ放送理事長	
丹後衛生協会会長	

【丹後・地域高規格道路推進協議会 会員】

京丹後市長	中山 泰
舞鶴市長	多々見 良三
宮津市長	城崎 雅文
伊根町長	吉本 秀樹
与謝野町長	山添 藤真
京丹後市議会議長	谷津 伸幸
与謝野町議会議長	宮崎 有平
舞鶴市議会議長	上羽 和幸
宮津市議会議長	徳本 良孝
伊根町議会議長	佐戸 仁志
舞鶴商工会議所会頭	小西 剛
宮津商工会議所会頭	今井 一雄
京丹後市商工会長	行待 佳平
伊根町商工会長	濱野 儀一郎
与謝野町商工会長	足立 経彦
一般社団法人 京都府北部地域連携都市振興社 取締役舞鶴地域本部長	[Redacted]
一般社団法人 京都府北部地域連携都市振興社 取締役天橋立地域本部長	
一般社団法人 京都府北部地域連携都市振興社 取締役京丹後地域本部長	
一般社団法人 京都府北部地域連携都市振興社 取締役伊根地域本部長	
一般社団法人 京都府北部地域連携都市振興社 取締役与謝野地域本部長	
京丹後市区長連絡協議会長	

山陰近畿自動車道の早期全線完成

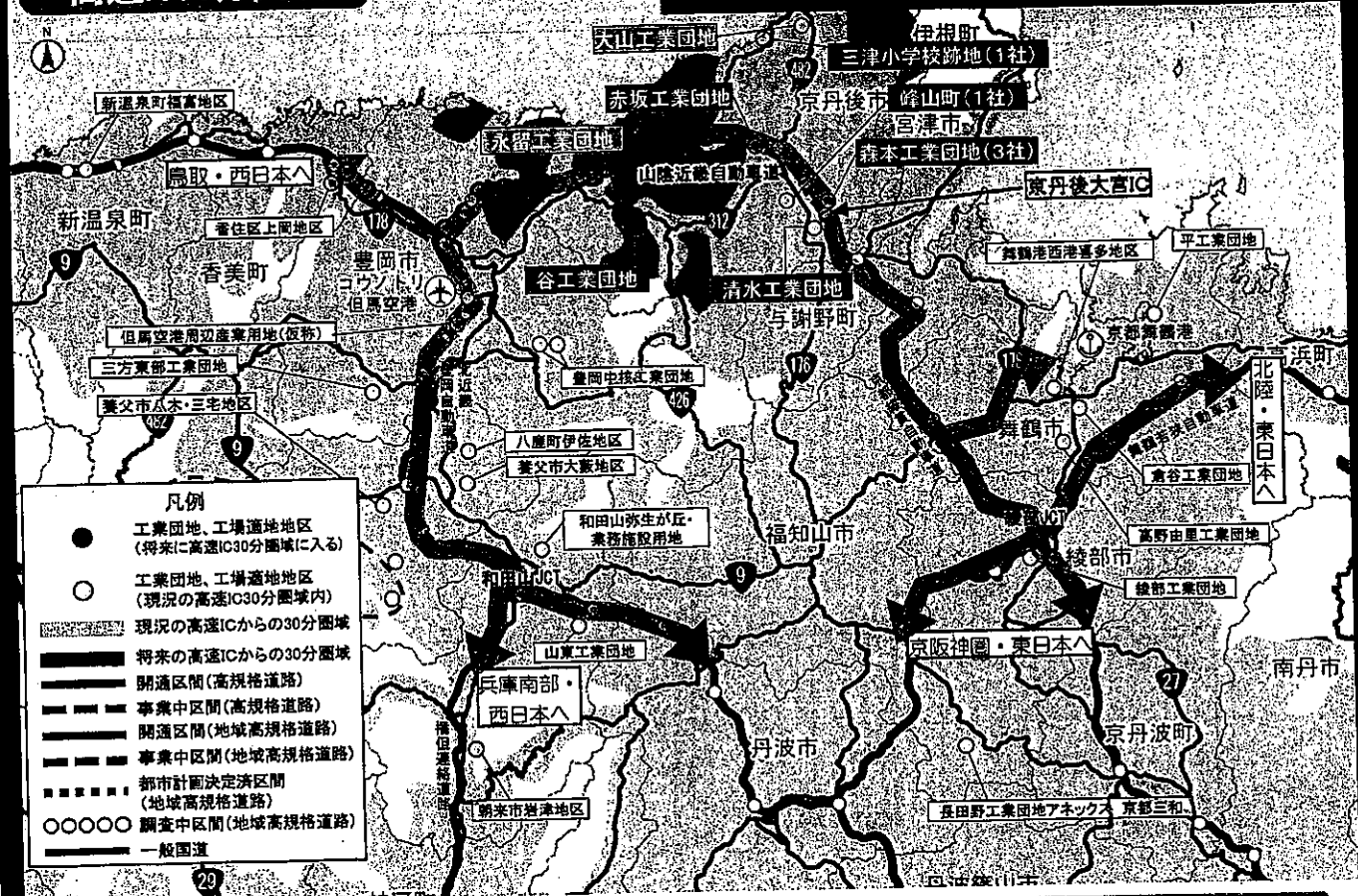
- 具体的な年次計画を立てた大宮峰山 | C ~ 府県境の令和10年代の全線整備完成
- 大宮峰山 | C ~ 網野 | C間の令和5年度までの事業化
- 府県境までの区間の早期ルート決定
- ミッシングリンクの早期解消のための地域の意見を踏まえた管理費等の利用者負担も排除しない安定的な財源確保



- 《ルート帯検討結果》
- 観光資源、宿泊施設の集積している海側を通るルート地元希望ルート帯とする。
 - 防災・医療や産業振興・広域観光に資する利便性のよい2箇所インターチェンジを希望する。
 - 網野市街地からの利便性の向上を図るため、(仮)網野IC位置の計画変更も検討する。

高速IC30分圏域

道路ストック効果(企業立地)

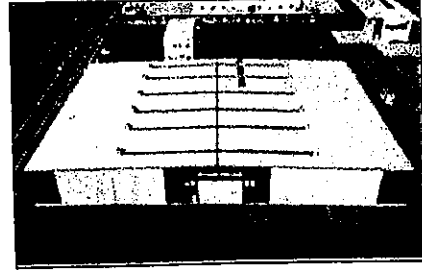
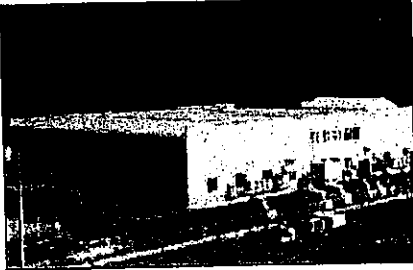
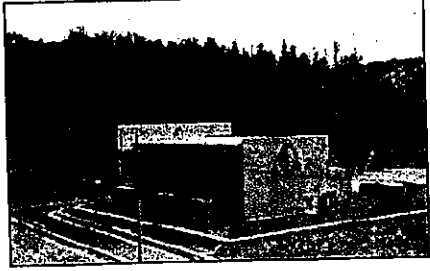


- 凡例**
- 工業団地、工場適地地区 (将来に高速IC30分圏域に入る)
 - 工業団地、工場適地地区 (現況の高速IC30分圏域内)
 - ▨ 現況の高速ICからの30分圏域
 - ▨ 将来の高速ICからの30分圏域
 - ▬ 開通区間(高規格道路)
 - ▬ 事業中区間(高規格道路)
 - ▬ 開通区間(地域高規格道路)
 - ▬ 事業中区間(地域高規格道路)
 - ▬ 都市計画決定済区間(地域高規格道路)
 - ○ ○ ○ 調査中区間(地域高規格道路)
 - 一般国道

京丹後大宮IC開通 (H28.10) 以降、市内に新たに5社が立地!

森本工業団地

- 株式会社章城製作所 (機械金属業) 鍛造品の対応を拡充! H29.5 操業開始
- 株式会社真田 (食料品製造業) 京丹後工場が竣工! R1.12 操業開始
- 日本インパクト株式会社 (運送業) 北日本最大級の物流拠点! R2.4 操業開始



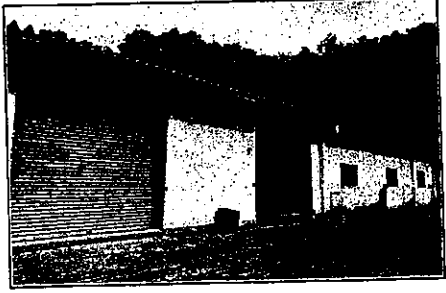
三津小学校跡地

- 株式会社豊匠 (和装衣装製造業) 日本の和装製造を活性化! H30.4 操業開始



京丹後市峰山町

- こと京都株式会社 (農業) 農業の活性化に寄与! R3.6 操業開始



山陰近畿自動車道早期実現促進大会

【開催日時】令和4年10月16日(日) 13:30~15:00

【場所】京都府丹後文化会館 ホール(京丹後市峰山町)

【主催】丹後・地域高規格道路推進協議会(舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町)

【後援】京都府、京都府高速道路網整備促進協議会

【内容】1 開会宣言 2 主催者挨拶 3 来賓祝辞 4 来賓紹介 5 祝電披露
6 基調講演 7 意見発表 8 大会決議 9 要望書手交 10 閉会挨拶

【参加者数】約400人

大会決議(要旨)

今年度の促進大会は下記の決議を大会参加者が満場一致で承認し、早期全線整備の加速化を国府の関係者へ強く要望しました。

- 全線を令和10年代に完成するよう具体的な整備の年次計画を立てて全線整備の時期的な目途を明らかにするとともに、その早期全線整備を図ること
- 大宮峰山ICから網野ICまでを令和5年度には事業化すること
- 府県境までの区間について、早期にルート決定を行うこと
- ミッシングリンクの早期解消を図るため、地域の意見も踏まえ、管理費等の利用者負担も排除せしめ安定的な財源確保を図ること

【開会宣言】



山陰近畿自動車道は、北近畿の振興・発展・未来のために欠くべからざるもの。1日も早い悲願達成を心より祈念し、大会の開会を宣言します。

【主催者挨拶】



山陰近畿自動車道の全線整備の時期的な目途の欠如が、まちづくりの展望を描く上で決定的な隘路となっている。1日も早い全線整備を、地域を上げて強く願います。

来賓祝辞「山陰近畿自動車道」早期実現のため財源・予算確保に全力!



山陰近畿自動車道は我々北部の人間にとっては命の道。一刻も早く繋がるよう、国から予算を獲得していただくことが私の使命。この道の延伸、ミッシングリンク解消に向け、力一杯頑張っていく。



日本海側の過疎というのは戦後に作られてしまったものであり、この道路の早期実現を阻む一番大きな問題は、結局は財源。この問題の事実関係を広め、政治の力でやり直していくことが我々の使命。



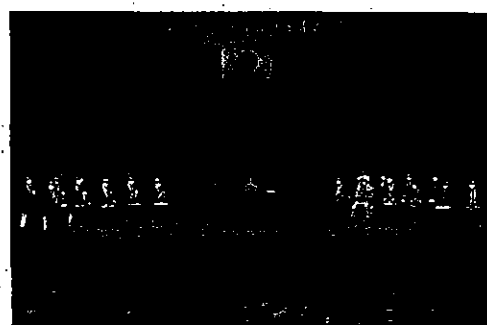
道路網の整備は北部地域の振興・発展に欠かすことができない重要な要素。国がしっかりと長期の整備計画を立て、民間の皆さんが前へ進んでいくことが大切。予算確保に向け、全力を尽くしていく。



今まで財政や計画の壁にぶち当たっていたが、今回の決議案に込められた地元の熱い想いを受け、何とかして資金を獲得し、全力で道筋を立て、夢をもって地域づくりに取り組める環境を作りたい。



山陰近畿自動車道は地域振興に大きく寄与する道路。道路の整備など人々の生活にはなくてはならない交通基盤等の機能強化など、地域の発展のため全力で取り組んでいく。



会場は約400人の関係者の出席により、早期全線整備にかける熱気に包まれた。

基調講演「道路行政をとりまく最近の情勢について」

国土交通省近畿地方整備局 局長 渡辺 学 様

今日は直接皆さまの熱意を肌で受け止めさせていただいた。
 国交省としてもしっかりと山陰近畿自動車道の整備に頑張っていく。



【講演の内容】「道路行政をとりまく最近の情勢」について

以下の3つの視点に基づき講演

- ① 予算関係
- ② 道路関係主要施策
- ③ 山陰近畿自動車道に期待されるストック効果
 - ・ 地域の観光活性化を支援
 - ・ 企業進出による地域活性化を支援
 - ・ 第3次救急医療機関へのアクセス向上
 - ・ 地域特産品の販路拡大と観光消費の増加
 - ・ 災害に強い基盤整備

意見発表「丹後地域の観光振興・企業の活性化」には早期全線整備が必要！



株式会社エーゲル
 代表取締役 伊豆田 千加 様

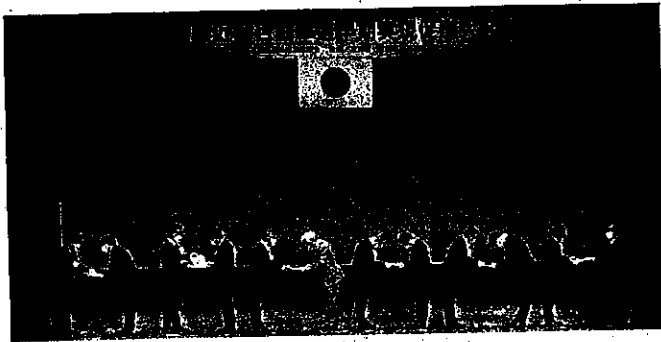
たくさんの人に丹後半島のすばらしさを感じてもらい、愛のある
 よそ者に、丹後愛を語ってもらうことがとても大切。それが持続
 可能な地域づくりにつながり、観光や移住で賑わう丹後地域とな
 る。網野から兵庫県まで完成すれば、中国地方からも気軽にお越
 しいただけるので、一刻も早い全線開通をお願いしたい。



尾崎鐵工株式会社
 代表取締役 尾崎 至弘 様

丹後機械金属業界の受注先は全国規模で特に関西圏内が多く、高
 速道路の利用率は非常に高い。この山陰近畿道が全面整備されれ
 ば、今まで取引のなかった地域や企業との連携がはかれ、企業の
 活性化、山陰地域全体の発展にも繋がりますので、一日でも早い
 全面整備の実現を心から強くお願いをしたい。

【要望書手交】



「山陰近畿自動車道」の早期実現を願い協議会会長
 副会長が国会議員・国・府・府会議員へ要望書を手交

【大会決議】



副会長（宮津市長）
 山崎 雅文

【閉会挨拶】



副会長（与野町長）
 山本 雅真

- 具体的な整備の年次計画を立て、府県境までの全線を令和10年代の完成、網野ICまでを令和5年度には事業化すること
- 地域の意見を踏まえ、管理費等の利用者負担を排除せず、安定的な財源確保を図ること
- 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に必要な予算を例年以上の規模で確保し、加速化対策後も通常予算と別枠で継続的に確保すること

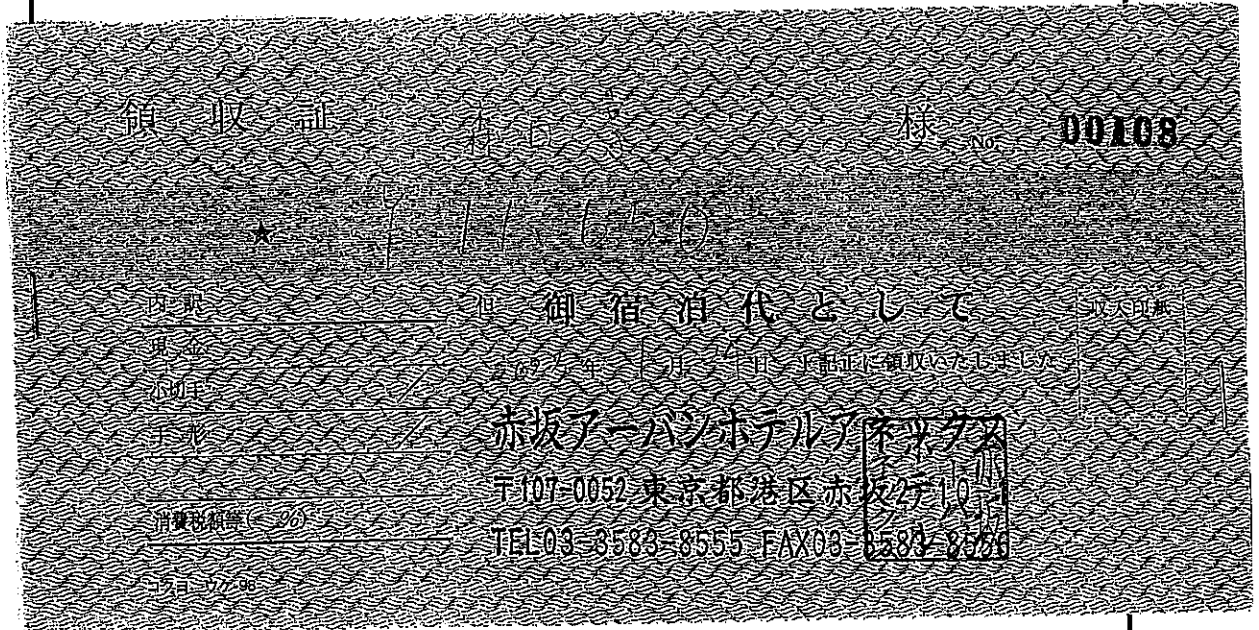
本大会の決議は、私たちの強い
 想いと覚悟が込められたもの
 となっております。
 今後、関係各位のご協力をいた
 だき、山陰近畿自動車道の全線
 開通に向けて 尽力してまいり
 たい。改めて皆様方の心から
 のご協力をよろしくお願ひ申し
 上げます。

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	25		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・ <u>要請陳情等活動費</u> ・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	山陰近畿自動車道に関する要望活動（1/24宿泊料）				
支 払 金 額	11,650円	按分率	100%	計 上 額	11,650円
按分率の考え方					
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)



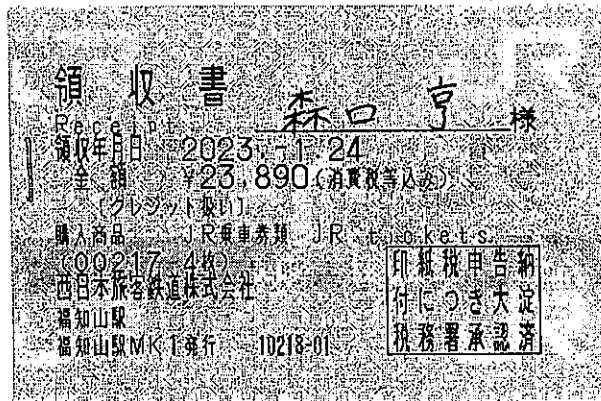
--

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	26		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・ <u>要請陳情等活動費</u> ・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	山陰近畿自動車道に関する要望活動：電車代				
支 払 金 額	23,890円	按分率	100%	計 上 額	23,890円
按分率の考え方					
備 考	往復乗車券(福知山駅⇄東京駅)及び 特急券(福知山駅→東京駅)				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨		整理番号	27	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費(要請陳情等活動費)・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	山陰近畿自動車道に関する要望活動(タクシー代)				
支払金額	1,800円	按分率	100%	計上額	1,800円
按分率の考え方					
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

交通系ICカード売上票
(お客様控)

車番 10252 No.0015
御利用日:2023/01/24 000
伝票番号:82937 13:19:00
端末番号:2000002322696
RWID.
カード番号: [REDACTED]
加盟店名: マサコカワ
電話番号: 03-3647-5698

メー夕運賃 ¥1,800円
交通系支払 ¥1,800円
交通系残高 ¥15,122円

お忘れ物は当社へ
山三交通株式会社
東京都江東区南砂1-23-15
TEL 03-3647-8674

領 収 書
(交通系ICカード支払)

日付'23年01月24日 No.0015
車番 10252 000
メー夕運賃 ¥1,800円
合計金額 ¥1,800円

お忘れ物は当社へ
山三交通株式会社
東京都江東区南砂1-23-15
TEL 03-3647-8674

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

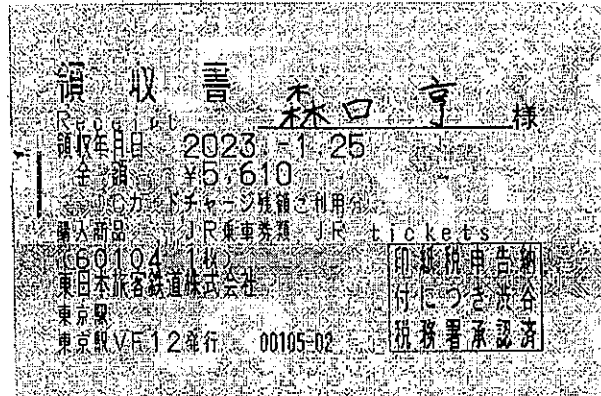
議員氏名(会派名)	森口 亨		整理番号	28	
費 目	調査研究費・研修費・広聴広報費・ <u>要請陳情等活動費</u> ・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	山陰近畿自動車道に関する要望活動：ガソリン代				
支 払 金 額	1,665円	按分率	100%	計 上 額	1,665円
按分率の考え方					
備 考					
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	29		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・ <u>要請陳情等活動費</u> ・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	山陰近畿自動車道に関する要望活動 ：特急料金(東京駅→京都駅)				
支 払 金 額	5,610円	按分率	100%	計 上 額	5,610円
按分率の考え方					
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	30		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	山陰近畿自動車道に関する要望活動 ：特急料金（京都駅→福知山駅）				
支 払 金 額	990円	按分率	100%	計 上 額	990円
按分率の考え方					
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	31		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・ <u>要請陳情等活動費</u> ・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	山陰近畿自動車道に関する要望活動(タクシー代)				
支 払 金 額	1,300円	按分率	100%	計 上 額	1,300円
按分率の考え方					
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

№8458

領 収 書

2023年 01月 25日
 ドア番号 2381
 運 賃 ¥1300円

合計 ¥1300円

OKAGAWA TAXI

車番 020078
 お忘れ物は下記所属団体へ
 東京都個人タクシー協同組合
 北第二支部
 平日9時から17時 TEL.03-3927-2878
 時間外 TEL.03-6271-0006

お問い合わせは
 一社)東京都個人タクシー協会
 TEL.03-3947-1461

ご要望は
 公財)東京タクシーセンター
 TEL.03-3648-0300

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨		整理番号	32	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・ <u>要請陳情等活動費</u> ・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	山陰近畿自動車道に関する要望活動：ガソリン代				
支 払 金 額	1,665円	按分率	100%	計 上 額	1,665円
按分率の考え方					
備 考					
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					

資料購入費

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨		整理番号	33~44	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	農業新聞購読料(令和4年4月~令和5年3月分)				
支 払 金 額	31,476円	按分率	100%	計 上 額	31,476円
按分率の考え方					
備 考	月額: 2,623円				
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
04-04-25	農業新聞	*2,623			No 33
04-05-25	農業新聞	*2,623			No 34
04-06-27	農業新聞	*2,623			No 35
04-07-25	農業新聞	*2,623			No 36
04-08-25	農業新聞	*2,623			No 37
04-09-26	農業新聞	*2,623			No 38
04-10-25	農業新聞	*2,623			No 39
04-11-25	農業新聞	*2,623			No 40
04-12-26	農業新聞	*2,623			No 41
05-01-25	農業新聞	*2,623			No 42
05-02-27	農業新聞	*2,623			No 43
05-03-27	農業新聞	*2,623			No 44

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨		整理番号	45~56	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支払内容	聖教・公明新聞購読料。(令和4年4月~令和5年3月分)				
支払金額	45,852円	按分率	100%	計上額	45,852円
按分率の考え方					
備 考	月額3,821円。支払先:小西 寛				
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
04-04-27	自動振替	*3,821円	DF. ｺﾞｯﾄﾞ ﾏｸﾘﾓﾝ	No 45	
04-05-27	自動振替	*3,821円	DF. ｺﾞｯﾄﾞ ﾏｸﾘﾓﾝ	No 46	
04-06-27	自動振替	*3,821円	DF. ｺﾞｯﾄﾞ ﾏｸﾘﾓﾝ	No 47	
04-07-27	自動振替	*3,821円	DF. ｺﾞｯﾄﾞ ﾏｸﾘﾓﾝ	No 48	
04-08-29	自動振替	*3,821円	DF. ｺﾞｯﾄﾞ ﾏｸﾘﾓﾝ	No 49	
04-09-27	自動振替	*3,821円	DF. ｺﾞｯﾄﾞ ﾏｸﾘﾓﾝ	No 50	
04-10-27	自動振替	*3,821円	DF. ｺﾞｯﾄﾞ ﾏｸﾘﾓﾝ	No 51	
04-11-28	自動振替	*3,821円	DF. ｺﾞｯﾄﾞ ﾏｸﾘﾓﾝ	No 52	
04-12-27	自動振替	*3,821円	DF. ｺﾞｯﾄﾞ ﾏｸﾘﾓﾝ	No 53	
05-01-27	自動振替	*3,821円	DF. ｺﾞｯﾄﾞ ﾏｸﾘﾓﾝ	No 54	
05-02-27	自動振替	*3,821円	DF. ｺﾞｯﾄﾞ ﾏｸﾘﾓﾝ	No 55	
05-03-27	自動振替	*3,821円	DF. ｺﾞｯﾄﾞ ﾏｸﾘﾓﾝ	No 56	

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨		整理番号	57 ~ 68	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	産経新聞購読料(令和4年4月~令和5年3月分)				
支 払 金 額	40,800円	按分率	100%	計 上 額	40,800円
按分率の考え方					
備 考	月額: 3,400円				
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
04-05-02	新聞代	*3,400	サンケイ新聞	No 57	
04-05-30	新聞代	*3,400	サンケイ新聞	No 58	
04-06-30	新聞代	*3,400	サンケイ新聞	No 59	
04-08-01	新聞代	*3,400	サンケイ新聞	No 60	
04-08-30	新聞代	*3,400	サンケイ新聞	No 61	
04-09-30	新聞代	*3,400	サンケイ新聞	No 62	
04-10-31	新聞代	*3,400	サンケイ新聞	No 63	
04-11-30	新聞代	*3,400	サンケイ新聞	No 64	
04-12-30	新聞代	*3,400	サンケイ新聞	No 65	
05-01-30	新聞代	*3,400	サンケイ新聞	No 66	
05-02-28	新聞代	*3,400	サンケイ新聞	No 67	
05-03-30	新聞代	*3,400	サンケイ新聞	No 68	

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨		整理番号	69 ~ 80	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	朝日新聞購読料(令和4年4月~令和5年3月分)				
支 払 金 額	42,000円	按分率	100%	計 上 額	42,000円
按分率の考え方					
備 考	月額: 3,500円				

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

04-05-02	新聞代	*3,500円	アサヒンフアンミヤマ	No 69
04-05-31	新聞代	*3,500円	アサヒンフアンミヤマ	No 70
04-06-30	新聞代	*3,500円	アサヒンフアンミヤマ	No 71
04-08-01	新聞代	*3,500円	アサヒンフアンミヤマ	No 72
04-08-31	新聞代	*3,500円	アサヒンフアンミヤマ	No 73
04-09-30	新聞代	*3,500円	アサヒンフアンミヤマ	No 74
04-10-31	新聞代	*3,500円	アサヒンフアンミヤマ	No 75
04-11-30	新聞代	*3,500円	アサヒンフアンミヤマ	No 76
05-01-04	新聞代	*3,500円	アサヒンフアンミヤマ	No 77
05-01-31	新聞代	*3,500円	アサヒンフアンミヤマ	No 78
05-02-28	新聞代	*3,500円	アサヒンフアンミヤマ	No 79
05-03-31	新聞代	*3,500円	アサヒンフアンミヤマ	No 80

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨		整理番号	81 ~ 92	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	毎日新聞購読料(令和4年4月~令和5年3月分)				
支 払 金 額	40,800円	按分率	100%	計 上 額	40,800円
按分率の考え方					
備 考	月額: 3,400円				
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
04-05-02	新聞代		*3,400円		No 81
04-05-31	新聞代		*3,400円		No 82
04-06-30	新聞代		*3,400円		No 83
04-08-01	新聞代		*3,400円		No 84
04-08-31	新聞代		*3,400円		No 85
04-09-30	新聞代		*3,400円		No 86
04-10-31	新聞代		*3,400円		No 87
04-11-30	新聞代		*3,400円		No 88
05-01-04	新聞代		*3,400円		No 89
05-01-31	新聞代		*3,400円		No 90
05-02-28	新聞代		*3,400円		No 91
05-03-31	新聞代		*3,400円		No 92

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨		整理番号	93 ~ 104	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費				
支 払 内 容	読売新聞購読料(令和4年4月~令和5年3月分)				
支 払 金 額	40,800円	按分率	100%	計 上 額	40,800円
按分率の考え方					
備 考	月額3,400円				
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
04-05-02	新聞代		*3,400円	リウイ	No 93
04-05-31	新聞代		*3,400円	リウイ	No 94
04-06-30	新聞代		*3,400円	リウイ	No 95
04-08-01	新聞代		*3,400円	リウイ	No 96
04-08-31	新聞代		*3,400円	リウイ	No 97
04-09-30	新聞代		*3,400円	リウイ	No 98
04-10-31	新聞代		*3,400円	リウイ	No 99
04-11-30	新聞代		*3,400円	リウイ	No 100
05-01-04	新聞代		*3,400円	リウイ	No 101
05-01-31	新聞代		*3,400円	リウイ	No 102
05-02-28	新聞代		*3,400円	リウイ	No 103
05-03-31	新聞代		*3,400円	リウイ	No 104

事務所費

① 政務活動の拠点		<input type="checkbox"/> 自宅	<input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外	④⑤は自宅の場合記入不要	
② 所在地		住所：京都府京丹後市峰山町新町1919-3 電話：0772-62-3763		延べ床面積 232.96 m ²	
③ 他用途との兼用		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 政党支部の事務所 <input type="checkbox"/> その他 () 			
④ 建物の所有区分		<input type="checkbox"/> 自己又は生計を一にする親族の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃借物件 (賃貸借契約先 株式会社川見建設) 所有者 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 (議員との関係：) <input type="checkbox"/> 関連会社等 (所在地：) <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 <input type="checkbox"/> その他 ()			
⑤ 敷地の所有者		<input type="checkbox"/> 自己 <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 (議員との関係：) <input type="checkbox"/> 関連会社等 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 (議員との関係：) <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者			
⑥ 基本的な按分率の考え方	事務所費及び事務費	<input checked="" type="checkbox"/> 事務所の使用実態による場合 (政務活動に要した使用領域 (面積等)、使用時間等) <input type="checkbox"/> 全体使用面積 m ² (X) 内、政務活動使用面積 m ² (Y) <input checked="" type="checkbox"/> 全体使用時間 200 欄 (X) 内、政務活動使用時間 190 欄 (Y) $(Y) / (X) = 190 / 200$ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 事務所の使用実態が明らかでない場合			按分率 9/10
	人件費	<input checked="" type="checkbox"/> 職員の活動実態による場合 (政務活動の業務に従事した時間、日数) <input checked="" type="checkbox"/> 全体活動業務時間 140 欄 (X) 内、政務活動業務時間 133 欄 (Y) $(Y) / (X) = 133 / 140$ <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 職員の使用実態が明らかでない場合			按分率 9/10
⑦ 事務所賃借料の計上		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9 / 10 (按分率の考え方：⑥と同率)			
⑧ 駐車場代の計上		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 按分率 / (按分率の考え方：)			
⑨ 光熱水費等の計上		<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9 / 10 (按分率の考え方：⑥と同率)			

⑩ 固定電話・インターネット等通信費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9 / 10 (按分率の考え方：⑥と同率)						
⑪ その他の事務費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 9 / 10 (按分率の考え方：⑥と同率)						
⑫ 人件費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 人 按分率 / (按分率の考え方：) <input type="checkbox"/> 関連会社等の役員・社員 人 按分率 / (按分率の考え方：) <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外の第三者 1 人 按分率 9 / 10 (按分率の考え方：⑥と同率)) <hr style="width: 20%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/> <p style="text-align: center;">計 1 人</p>						
⑬ 私的活動又は関連会社等の業務との混在	(①で政務活動の拠点を「自宅」とした場合及び④で建物の所有区分を「賃借物件」、所有者を「関連会社等」とした場合のみ記入) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 { <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 事務所賃借料</td> <td><input type="checkbox"/> 駐車場代</td> <td><input type="checkbox"/> 光熱水費等</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 固定電話等通信費</td> <td><input type="checkbox"/> その他の事務費</td> <td><input type="checkbox"/> 人件費</td> </tr> </table> }	<input type="checkbox"/> 事務所賃借料	<input type="checkbox"/> 駐車場代	<input type="checkbox"/> 光熱水費等	<input type="checkbox"/> 固定電話等通信費	<input type="checkbox"/> その他の事務費	<input type="checkbox"/> 人件費
<input type="checkbox"/> 事務所賃借料	<input type="checkbox"/> 駐車場代	<input type="checkbox"/> 光熱水費等					
<input type="checkbox"/> 固定電話等通信費	<input type="checkbox"/> その他の事務費	<input type="checkbox"/> 人件費					
⑭ 添付書類	(⑦を計上の場合) ■ 事務所の賃貸借契約書の写し (⑫を計上の場合) ■ 職員の雇用契約書の写し ■ 勤務実績表						
⑮ 補足事項等							

- 注 1 政務活動の拠点が複数箇所ある場合は、当該拠点ごとに作成してください。
- 2 必要な箇所を記入するとともに、□の該当する項目にレ印又は■を付けてください。
- 3 「関連会社等」とは、自己又は生計を一にする親族が、役員、顧問その他の職についている会社その他の法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）をいいます。
- 4 ⑥で「使用時間」により按分率を算定する場合は、月単位の平均の日・時間又は年単位の日・時間で記載してください。
- 5 ⑭の添付書類は、該当する書類を、この説明書に添付してください。なお、「勤務実績表」とは、人件費の計上に係る職員の勤務実績を議員が証する書類で議長が別に定めるものをいいます。

〔参考〕 按分の基本的な考え方

- 政務活動と政務活動以外の活動とが不可分の場合は、次のいずれかの方法で按分
- ア 政務活動に要した使用実態（使用領域（面積等）、使用時間等）により按分
- イ 政務活動の割合が明らかでない場合は、1 / 2で按分

不動産賃貸借契約証書

森 口 亨 様

契約日 令和元年 5月15日

社団法人 兵庫県宅地建物取引業協会

3-1(1) 事業用賃貸借契約書(事務所)



事業用賃貸借契約書(事務所)

貸主 (株)川見建設 (以下「甲」という。)と 借主 森口 亨 (以下「乙」という。)は、この契約書により頭書に表示する不動産に関する賃貸借契約を締結した。

頭書(1) 目的物件の表示

建 物	名 称	株式会社 川見建設 峰山営業所		
	所 在 地	京都府京丹後市峰山町新町1919番地3		
	構 造	木造・ <u>鉄骨造</u> ・鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造・軽量鉄骨造・その他() /瓦葺・スレート葺・ <u>亜鉛メッキ鋼板葺</u> ・セメント瓦葺・陸屋根・その他()/ (2)階建/全(1)戸		
	種 類	居宅・店舗	新築年月	昭和54年 10月
	面 積	1F 127.17㎡ 2F 105.79㎡		
附 属 施 設				

頭書(2) 事業内容(具体的に記載すること)

議員活動事務所

頭書(3) 契約期間

令和 元年 5月 20日 から	令和 ⁵ 4年 5月 19日まで (4年間)
目的物件の引渡し時期	令和元年 5月 20日

頭書(4) 賃料等

賃 料	月額 140,400円 (内消費税等10,400円)	管理・ 共益費	月額 - 円 (内消費税等 円)	家 財 保険料	円
敷 金	- 円 (賃料 ヶ月)		円	附 属 施設料	月額 円 (内消費税等 円)
保証金	- 円 (賃料 ヶ月)	償 却			
その他の条件					
貸与する鍵	鍵 No. 本 数	別紙鍵預り証	本	本	本
賃料等の支払時期		翌月分を毎月 末日まで			
賃料等 の支払 方法	<input checked="" type="checkbox"/> 振 込	京都北都信用金庫 加悦支店 普通預金 1019813 口座名義 株式会社 川見建設			
	<input type="checkbox"/> 持 参	持 参 先			
	<input type="checkbox"/> 口座引落	委託会社名			

頭書(5) 借主緊急連絡先

緊急連絡先 (担当者)	(氏名) 森口 亨
	(自宅) TEL [REDACTED]
	(勤務先) TEL [REDACTED] (会社名・部署名)
	(携帯) TEL [REDACTED]

頭書(6) 貸主及び管理業者

貸主	氏名 株式会社 川見建設
	住所 兵庫県豊岡市出石町町分252番地

管理業者	商号又は名称		
所在地	TEL		
賃貸住宅管理業者登録制度登録番号	国土交通大臣()第 号		
(一社)全国賃貸不動産管理業協会会員番号	※(一社)全国賃貸不動産管理業協会の会員である場合に記載		
管理担当者	氏名	(賃貸不動産経営管理士:登録番号)	
		※賃貸不動産経営管理士の登録を受けている場合に記載	

※貸主と建物の所有者が異なる場合は、次の欄も記載すること。

所有者	氏名
	住所

頭書(7) 乙の債務の担保

担保の方法 (本契約で採用する ものにチェックし、 その右欄に所定の事 項を記載する)	<input type="checkbox"/> 連帯保証人	氏名	
		住所	
	<input type="checkbox"/> 家賃債務保 証会社の提供 する保証	家賃債務保 証会社名	
		主たる事務 所の所在地	

頭書(8) 更新に関する事項

双方どちらも終了の意思がない場合は延長する

頭書(9) 特約事項

--

本契約の締結を証するため、本契約書を3通作成し、貸主、借主、連帯保証人が記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 元年 5月 15日

甲・貸主	氏名 株式会社 川見建設 代表取締役 川見 敏之	TEL 0796-52-3500
	住所 兵庫県豊岡市出石町町分252	
乙・借主	氏名 森口 亨	TEL [REDACTED]
	住所 京丹後市久美浜町浦明1030	
連帯保証人	氏名	TEL
	住所	

	A		B	
宅 地 建 物 取 引 業 者	主たる事務所	兵庫県豊岡市出石町町分252番地	主たる事務所	
	所在地・TEL	0796-52-3500	所在地・TEL	
	商号又は名称	株式会社 川見建設	商号又は名称	㊟
	代表者の氏名	代表取締役 川見 敏之 ㊟	代表者の氏名	
	免許証番号	兵庫県知事(5)第650070号	免許証番号	大臣知事()第 号
	免許年月日	平成29年 4月25日	免許年月日	平成 年 月 日
宅 地 建 物 取 引 士	氏 名	大槻 英和	氏 名	㊟
	登 録 番 号	(兵庫) 第036892号	登 録 番 号	() 第 号
	業務に従事する 事務所名	株式会社 川見建設 本社	業務に従事する 事務所名	
	事務所所在地	兵庫県豊岡市出石町町分252番地 TEL 0796-52-3500	事務所所在地	TEL

※㊟は実印

※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

契約条項

(契約の締結)

第1条 貸主(以下「甲」という。)及び借主(以下「乙」という。)は、頭書(1)に記載する目的物件(以下「本物件」という。)について、頭書(2)の事業に供することを目的とする賃貸借契約(以下「本契約」という。)を以下のとおり締結した。

(契約期間)

第2条 契約期間及び本物件の引渡し時期は、頭書(3)記載のとおりとする。

2 甲及び乙は、頭書(8)の記載に従い、協議の上、本契約を更新することができる。

(賃料)

第3条 乙は、頭書(4)の記載に従い、賃料を甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当する場合には協議の上、賃料を改定することができる。

- 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により、賃料が不相当となった場合
- 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により、賃料が不相当となった場合
- 三 近傍類似の建物に賃料の変動が生じ、賃料が不相当となった場合

3 1ヶ月に満たない期間の賃料は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等(以下「維持管理費」という。)に充てるため、共益費を頭書(4)の記載に従い甲に支払うものとする。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

3 1ヶ月に満たない期間の共益費は、1ヶ月を30日として日割り計算した額とする。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

2 乙は、電気・ガス・水道・その他専用設備に係る使用料金を負担するものとする。

(敷金)

第6条(A) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する敷金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

4 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。

(保証金)

第6条(B) 乙は、本契約から生じる債務の担保として、頭書(4)に記載する保証金を甲に預け入れるものとする。

2 乙は、本物件を明け渡すまでの間、保証金をもって賃料、共益費その他の債務と相殺をすることができない。

3 甲はこの契約の解除又は終了により、乙が当該賃貸借物件についてこの契約に定める明渡しその他の義務を完全に履行したことを甲が認めた場合には、遅滞なく第1項の保証金より償却費として解約時賃料のヶ月分相当額を差し引き、返還するものとする。

4 甲は、本物件の明渡しがあったときは、遅滞なく、賃料の滞納その他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には当該債務の額を差し引いたその残額を、無利息で、乙に返還しなければならない。

5 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、保証金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなけ

ればならない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。
- 3 乙は甲の書面による承諾を得ることなく頭書(2)の事業内容を変更してはならない。
- 4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。
- 5 乙は、本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。
- 6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。
- 7 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
 - 二 大型の金庫、書庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること
 - 三 騒音等の迷惑行為を行うこと
 - 四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は担保の用に供すること
 - 五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
 - 六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること
 - 七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲の書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
 - 一 階段・廊下等共用部分への物品の設置
 - 二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示

(乙の管理義務)

第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3 乙は、管理規約使用細則等を遵守するとともに、甲が本物件の管理上必要な事項を乙に通知した場合その事項を遵守しなければならない。
- 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入居に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
- 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(契約期間中の修繕)

- 第10条 甲は、第3項の場合を除き、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。ただし、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめその旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3 乙は、次の各号に掲げる修繕を行わなければならない。
- 一 電球、蛍光灯、ヒューズの取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕
- 4 本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に速やかに届け出て確認を得るものとし、その届出が遅れて甲に損害が生じたときは、乙はこれを賠償する。

(契約の解除)

- 第11条 甲は、乙が次の各号に該当した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき
- 2 甲は、乙が第一号から第四号に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。乙に第五号から第九号に掲げる事情が生じた場合も同様とする。
- 一 本物件を頭書(2)記載の事業以外の用に供したとき
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき
 - 五 銀行取引の停止
 - 六 破産手続きの開始
 - 七 民事再生手続きの開始
 - 八 会社更生手続きの開始
 - 九 特別清算手続きの開始
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第12条 乙は、甲に対して3ヶ月前に解約の申入れを行うことにより、本契約を終了することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申入れの日から3ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申入れの日から起算して3ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

- 第13条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知の上、本契約が終了する日までに本物件を明け渡さなければならない。
- 2 乙は、第11条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明け渡さなければならない。
- 3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵(複製した鍵があれば複製全部を含む。)を甲に返還しなければならない。

- 4 本契約終了時に本物件内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。
- 5 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引渡し当初の原状に復せしめなければならない。
- 6 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

(立入り)

- 第14条 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。
- 2 乙は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく甲の立入りを拒否することはできない。
 - 3 本契約が終了した後に本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が本物件の確認をするときは、甲及び物件の確認をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 4 甲は、火災による延焼を防止する必要がある場合、何ら連絡なく一定期間本物件を不在にし本物件内及び本物件が所在する建物等の保存等に支障が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。

(甲の通知義務)

第15条 甲は次の各号のいずれかに該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等支払い方法の変更
- 二 頭書(6)に記載した管理業者の変更

(乙の通知義務)

第16条 乙又は連帯保証人は、各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できるときは、第8条第1項の定めに従うものとする
- 二 長期に休業するとき
- 三 連帯保証人の住所、氏名、緊急の連絡先その他の変更
- 四 連帯保証人の死亡又は解散

(延滞損害金)

第17条 乙は、本契約より生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払うものとする。

(乙の債務の担保)

第18条 本契約においては、頭書(7)に記載する方法により、乙の債務を担保する。

- 2 頭書(7)で「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。
 - 一 頭書(7)記載の連帯保証人は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする
 - 二 連帯保証人が死亡し、又は破産開始決定等によって連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第16条の規定に基づき乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする
 - 三 前号の場合において新たに甲との間で連帯保証契約を締結した連帯保証人は、第一号に定める義務を負うものとする
- 3 頭書(7)で「家賃債務保証会社の提供する保証」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする

る。

- 一 頭書(7)記載の家賃債務保証会社が提供する保証の内容については別に定めるところによるものとし、甲及び乙は、本契約と同時に同保証を利用するために必要な手続きをとらなければならない
- 二 乙が前号の手続きをとらない場合その他乙の責に帰すべき事由により前号に定める保証が利用できない場合は、本契約は成立しないものとする。ただし、乙は、頭書(3)記載の契約の始期から本物件を明け渡すまでの間の賃料相当損害金を負担しなければならない
- 三 前号本文の場合において、別に連帯保証人を立てることにより契約を成立させることを甲乙間で合意した場合には、前号の規定にかかわらず、甲と連帯保証人との間で連帯保証契約が成立したことをもって、頭書(3)記載の契約の始期に本契約が有効に成立したものとみなす

(契約の消滅)

第19条 本契約は、天災、地変、火災その他甲乙双方の責めに帰さない事由により、本物件が滅失した場合、当然に消滅する。

(免責)

第20条 地震、火災、風水害等の災害、盗難、停電等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第21条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第22条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、本物件の所在地を管轄する地方(簡易)裁判所を第1審管轄裁判所とする。

(特約事項)

第23条 特約事項については、頭書(9)記載のとおりとする。



第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	105 ~ 114		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費				
支 払 内 容	事務所賃貸料 (令和4年5月～令和5年2月分)				
支 払 金 額	1,430,000円	按分率	90%	計 上 額	1,287,000円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考	月額143,000円				
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					

105

領 収 書

No. 000542

森 口 亨 様

2022年4月18日

金額				7	1	4	0	0	0	0
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

但し 5月分借付料

上記の金額正に領収いたしました

入金内訳	現金								
	小切手								
	振込			7	1	4	0	0	0
	手形								
	相殺								
合計			7	1	4	0	0	0	0



株式会社 川見建設

兵庫県豊岡市出石町町分252番地
電話 (0796) 52-3500 番(代)

扱者印



106

領 収 書

No. 000546

森 口 亨 様

2022年5月20日

金額				7	1	4	0	0	0
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---

但し 5月分借付料

上記の金額正に領収いたしました

入金内訳	現金								
	小切手								
	振込			7	1	4	0	0	0
	手形								
	相殺								
合計			7	1	4	0	0	0	0



株式会社 川見建設

兵庫県豊岡市出石町町分252番地
電話 (0796) 52-3500 番(代)

扱者印



107

領 収 書

No. 000549

森 口 亭 様

2022年6月18日

金額				7	1	4	3	0	0	0
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

但し 7月分賃料

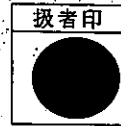
上記の金額正に領収いたしました

入金内訳	現金								
	小切手								
	振込			7	1	4	3	0	0
	手形								
	相殺								
	合計			7	1	4	3	0	0



株式会社 川見建設

兵庫県豊岡市出石町分252番地
電話 (0796) 523-5000 番(代)



108

領 収 書

No. 000552

森 口 亭 様

2022年7月22日

金額				7	1	4	3	0	0	0
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

但し 8月分賃料

上記の金額正に領収いたしました

入金内訳	現金								
	小切手								
	振込			7	1	4	3	0	0
	手形								
	相殺								
	合計			7	1	4	3	0	0



株式会社 川見建設

兵庫県豊岡市出石町分252番地
電話 (0796) 523-5000 番(代)



111

領収書

No. 000569

森 口 亭 様

2022年10月29日

金額				7	1	4	3	0	0	0
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

但し 11月分賃貸料

上記の金額正に領収いたしました

入金内訳	現金								
	小切手								
	振込			7	1	4	3	0	0
	手形								
	相殺								
合計			7	1	4	3	0	0	0



株式会社 那見建設

兵庫県豊岡市北石町分252番地
電話 (0796) 52-3300番(代)

扱者印



112

領収書

No. 000574

森 口 亭 様

2022年11月21日

金額				7	1	4	3	0	0	0
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

但し 12月分賃貸料

上記の金額正に領収いたしました

入金内訳	現金								
	小切手								
	振込			7	1	4	3	0	0
	手形								
	相殺								
合計			7	1	4	3	0	0	0



株式会社 那見建設

兵庫県豊岡市北石町分252番地
電話 (0796) 52-3300番(代)

扱者印



113

領 収 書

No. 000582

森 口 亨 様

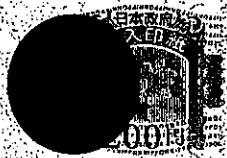
2022年12月20日

金額				7	1	4	3	0	0	0
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

但し 令和5年1月分賃貸料

上記の金額正に領収いたしました

現金									
入金内訳	小切手								
	振込		7	1	4	3	0	0	0
	手形								
	相殺								
合計			7	1	4	3	0	0	0



株式会社川見建設

兵庫県豊岡市出石町町分252番地
電話 (0796) 52-3500番(代)



114

領 収 書

No. 000583

森 口 亨 様

2023年1月20日

金額				7	1	4	3	0	0	0
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---	---

但し 令和5年2月分賃貸料

上記の金額正に領収いたしました

現金									
入金内訳	小切手								
	振込		7	1	4	3	0	0	0
	手形								
	相殺								
合計			7	1	4	3	0	0	0



株式会社川見建設

兵庫県豊岡市出石町町分252番地
電話 (0796) 52-3500番(代)



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	115 ~ 119		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務所費)事務費・人件費				
支 払 内 容	事務所ケーブルテレビ利用料 (令和4年5月～令和5年2月分)				
支 払 金 額	9,900円	按分率	90%	計 上 額	8,910円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考	2ヶ月払:2ヶ月分で1,980円				
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
<p>4- 5-26 1,980 ケーブルテレビ (SMF No 115)</p> <p>4- 7-26 1,980 ケーブルテレビ (SMF No 116)</p> <p>4- 9-26 1,980 ケーブルテレビ (SMF No 117)</p> <p>4-11-28 1,980 ケーブルテレビ (SMF No 118)</p> <p>5- 1-26 1,980 ケーブルテレビ (SMF No 119)</p>					

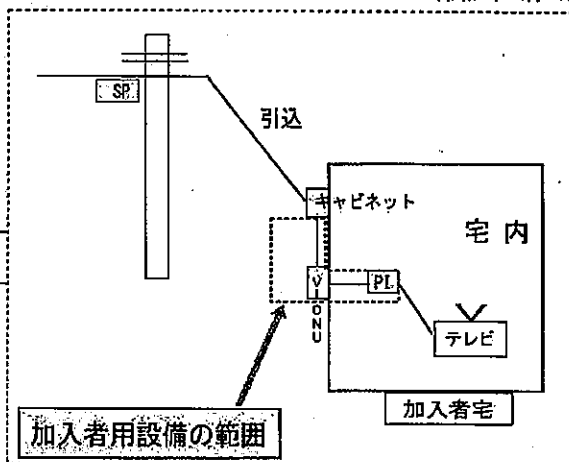
ACTVケーブルテレビ利用契約約款(別紙)

京丹後放送局用

(令和2年 4月 1日)

【放送サービス一覧】

地上デジタル放送	NHK総合、NHK Eテレ、毎日放送、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ放送、KBS京都放送、サンテレビジョン、コミュニティチャンネル
BS放送	NHK BS1、NHK BSプレミアム、BS日テレ、BS朝日、BS-TBS、BSテレ東、BSフジ、BS11、BS12トゥエルビ、放送大学TV
BS4K放送	NHK BS 4K、BS朝日 4K、BS-TBS 4K、BSテレ東 4K、BSフジ 4K、BS日テレ 4K
ラジオ放送	(AM放送) NHK京都第1、NHK京都第2、KBS京都 (FM放送) NHKFM、α-station、kiss-FM、FMたんご
有料番組放送サービス	BS有料放送の視聴に際しては各放送局との契約が必要となります。



※NHKテレビ(地上波、BS)のサービス利用は、別途、NHKとの放送受信契約が必要です。

【利用料(税込)】

	利用料(2ヵ月払い)	利用料(年一括払い)
個別	1,980円	11,220円
団体	1,760円	10,428円

※団体払いは、地域で10戸以上の加入者がグループとなって代表を決め、加入者分の利用料を一括納入する場合、もしくは集合住宅でまとめて加入者分の利用料を一括納入する場合に適用します。

※賃貸住宅の利用料は、戸数(部屋数)×「個別払い」を適用します。

※ホテル・旅館は、部屋数に関わらず「個別払い」を適用します。

※生活保護の受給者の方は、申請により利用料の免除措置を受けることができます。

※以下の方は、申請により、利用料の免除措置を受けることができます。

- 1)世帯全員が市民税非課税で世帯構成員に身体障がい者がいる
- 2)世帯全員が市民税非課税で世帯構成員に知的障がい者がいる
- 3)世帯全員が市民税非課税で世帯構成員に精神障がい者がいる

【その他料金・費用(税込)】

	手数料	工事費
一時停止(年額) ^{※1}	1,095円	-
再開	1,100円	-
名義変更	1,100円	-
新規加入	11,000円	宅内工事費のみ実費 ^{※2}
解約・解除	11,000円	-
転居 ^{※3}	5,500円	標準工事費 ^{※4} 22,000円～
宅内修理	-	最低工事費 ^{※5} 7,700円～

※1 一時停止の有効期限は1年です。2年日以降も毎年年額の手数料が必要です。

※2 加入者用設備機器の設置工事費は、京丹後市様の方針により当面の間無料扱いですが、今後変更する場合があります。

※3 同一敷地内での設備の移設には、手数料はかかりませんが、別途工事費がかかります。

※4 「標準工事費」以外に別途追加費用が発生する場合があります。お見積りいたします。

※5 「最低工事費」は技術者派遣費用です。別途追加費用が発生する場合があります。お見積りいたします。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	120 ~ 130		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費				
支 払 内 容	事務所電気代 (令和4年4月～令和5年2月分)				
支 払 金 額	204,677円	按分率	90%	計 上 額	184,204円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

4- 4-20 | 電気料金 | 25,327 | No 120

4- 5-23 | 電気料金 | 16,387 | No 121

電気ご使用量のお知らせ

本業作成年月日
令和4年8月9日

※口座 振替
いつもご利用いただきありがとうございます。

お客さまID番号 8月8日 9月8日
お客さまID番号 0600836203427160010000
供給地点特定番号 (1)
年月分 4年8月分
ご請求金額 16,112円
ご使用期間 7月8日～8月7日
お支払期限日 9月7日

ご契約種別1	従量電灯A	ご請求金額	16,112円
当月ご使用量	514kWh		
ご参考	520kWh		
当月指示数	16606.8		
即月指示数	16093.2		
(内訳)		円	銭
基本料金	34101		
1段料金	13255		
2段料金	4,627		
3段料金	14118		
燃料費調整額	6,155		
口座振替割引額	1,550		
		円	銭
		1,773	00
		1,464	00

ご契約種別2	*****	ご請求金額	*****
(内訳)		円	銭



本業作成年月日
令和4年8月9日

※口座 振替
8月分のご請求に関するお知らせ
初回振替日 8月19日 再振替予定日 8月30日
8月分料金の振替日は8月19日となります。
なお、振替日に引落しできなかった場合は、
8月30日に、再発行引落しをさせていただきます。

電気料金領収済のお知らせ

下記電気料金をご指定の口座から振替させていただきました。

ご契約種別	従量電灯A
年月分	4年7月分
領収金額	20,204円
振替額相当額(原則)	1,836円
ご使用期間	6月8日～7月7日
ご使用量	633kWh
振替日	7月21日

お客さまID番号 0600836203427160010000
供給地点特定番号 (1)

口座名義 〇〇〇〇
店 舗 〇〇〇〇
印紙税申告納付につき北投務課が請求

単価名称	月分	従量電灯A	15kWhをこえる
燃料費調整	当月分	対して	
	当月分	+33円66銭	+2円24銭
	翌月分	+33円66銭	+2円24銭
再工事料等徴収建替料	当月分	51円75銭	3円45銭



(注)本表により集金することはございません。

No123

電気ご使用量のお知らせ

本番作成年月日
令和4年9月9日

大口 亭 様
いつもご利用いただきありがとうございます
お客様番号: 9月 8日10月11日
次回検針日: 9月 8日10月11日

供給地点特定番号 (1) 060083620342271600100000
ご請求金額 17,625円
ご使用期間 8月 8日 ~ 9月 7日
お支払期限日 10月11日
ご契約種別1: 従量電灯A
ご請求金額 17,625円

当月ご使用量 55.8kWh
ご参考 前年同月ご使用量 (期間 8月10日~9月7日) 41.4kWh
当月指示数 17164.8
前月指示数 16606.8

(内訳)		円	銭	(内訳)		円	銭
検定料金	3410	01	再エネ促進費	1,925	00		
1段料金	2,132	78	0	1,602	00		
2段料金	4,640	46	0				
3段料金	7,249	98	0				
燃料費調整額	1,224	99	8				
口座振替割引額	-	53	0				

計器番号 196

ご契約種別2	*****	ご請求金額	*****
(内訳)	円	銭	(内訳) 円 銭



従量電灯A	(参考) 税込料金相当額 (再掲) うち貯蓄負担金相当額 及び廉価灯化負担金相当額	4,826円 128円34銭
-------	---	-------------------

※税込料金相当額は、低圧税込料金平均取値を基に算定した参考値です。

4年 9月分 ご請求に関するお知らせ
初回検針日 9月21日 再検針予定日 10月 3日
9月分料金の振替日は9月21日となります。
なお、振替日に引掛しできなかった場合は、
10月3日に、再度引掛しさせていただきます。

電気料金領収済のお知らせ

下記電気料金をご指定の口座から振替させていただきました。

ご契約種別	従量電灯A	年 月 分	振 込 金 額	消 費 者 担 当 額 (再掲)	ご 使 用 期 間	ご 使 用 量	振 替 日
		4年 8月分	16,112円	1,464円	7月 8日 ~ 8月 7日	51.4kWh	8月19日

口座名義
店 種
口座番号
印紙税申告納付につき東北振替専ら振替

○口座振替による領収の場合、お客様情報保護の観点から、ご口座情報につきましては、お寄せまかのご希望がある場合についてお断りしております。なお、その場合でも、口座番号の一部を非表示とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願い致します。

<ご使用場所> 京丹後市峠山町新町1919-3

単 価 名 称	月 分	従量電灯A	15kWhをこえる
単 価	対して		1kWhにつき
燃料費調整	当月分	+33円66銭	+2円24銭
	翌月分	+33円66銭	+2円24銭
再エネ料費促進額	当月分	51円75銭	8円45銭



(1) 電圧が低下している場合は、電圧が低下している場合があります。

No124

電気ご使用量のお知らせ

本書作成年月日
令和 4年10月12日

※口字 様

いつもご利用いただきありがとうございます。

お客様番号 10月11日 次回請求日 10月11日 次回請求日 9日

供給地点特定番号 (1) 0600836203427160010000

年月分 4年10月分 ご請求金額 15,011円 お支払期限日 9月 8日~10月10日

ご契約種別1 従量電灯A ご請求金額 15,011円

当月ご使用量 482kWh

ご参考 389kWh 前年同月ご使用量 (期間 9月 8日~10月 7日)

当月指し数 17646.3 前月指し数 17164.8

(内訳)	円	銭	(内訳)	円	銭
最低料金	3410	01	再エネ促進助成金	1,662	00
1段料金	2,132	78	消費税等相当額	364	00
2段料金	5,222	34			
3段料金	1,079	74			
燃料費調整額	+	1,055			
口座振替割引額					

計器番号 196

ご契約種別2	ご請求金額
(内訳)	円 銭
(内訳)	円 銭

関西電力

従量電灯A (参考) 配送料金相当額 (再掲)	4,169円
うち賠償負担金相当額	
及び廃炉円滑化負担金相当額	110円86銭

※配送料金相当額は、低圧配送料金平均単価を基準に算定した参考値です。

4年 10月分 ご請求に関するお知らせ

初回振替日: 10月21日 再振替予定日: 11月 1日

10月分料金のお振替日は10月21日となります。
なお、振替日ご引落しができなかった場合は、
11月11日に、再度引落しをさせていただきます。

電気料金領収済のお知らせ

下記電気料金をご指定の口座から振替させていただきました。

ご契約種別1 従量電灯A	4年 9月分	17,625円	*****
領収金額		1,602円	
消費税等(期間)	8月 8日~ 9月 7日		
ご使用期間		558kWh	
ご使用量			9月21日

口座名義 印紙税申告納付につき北沢野宮東証株

店 舗 口座番号

口座振替による領収の場合、お客様が情報保護の観点から、ご口座情報につきましては、お客様からのご希望がある場合にのみ記載しております。なお、その場合でも、口座番号の一部を非表示とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

<ご使用場所> 京丹後市鞆山町新町1919-3

単 価 名 称	月 分	従量電灯A	15kWhをこえる
		最初の15kWh	1kWhにつき
燃料費調整	当月分	+33円66銭	+2円24銭
	翌月分	+33円66銭	+2円24銭
再エネ促進負担金	当月分	51円75銭	3円45銭

関西電力

(ご注意)本書により集計することとはございません。

No.125

電気の使用量のお知らせ

表口 様

いつもご利用いただきありがとうございます。

お客様番号: 11月 9日 12月 8日

供給地点特定番号: (1) 0600836203427160010000

年月分: 4年11月分 請求金額: 14,358円 支払期日: 12月9日

当月ご使用量: 465kWh 前月比: 17646.8

当月指定回数: 18109.7 kWh

前月指定回数: 17646.8 kWh

請求金額: 14,358円

支払期日: 12月9日

再支払期日: 10月11日~11月8日

最低料金: 3,410円

1段料金: 2,132円

2段料金: 4,627円

3段料金: 4,678円

増設機器割増料: 1,037円

口座振替割引額: 860円

計器番号: 196

契約種別2	請求金額
(内訳)	
円	円

本動作成年月日: 令和4年11月10日

次回検針日: 11月9日

次回検針日: 12月8日

請求金額: 14,358円

支払期日: 12月9日

再支払期日: 10月11日~11月8日

最低料金: 3,410円

1段料金: 2,132円

2段料金: 4,627円

3段料金: 4,678円

増設機器割増料: 1,037円

口座振替割引額: 860円

計器番号: 196

契約種別2	請求金額
(内訳)	
円	円

関西電力

従量電灯A	(参考) 託送料金相当額(再掲)	4,004円
	うち賠償負担金相当額	
	及び履新円滑化負担金相当額	106円49銭

※託送料金相当額は、低圧託送料金平均単価を基に算定した参考値です。

4年11月分	ご請求に関するお知らせ	12月1日
初回振替日	11月21日	再振替予定日

11月分料金の振替日は11月21日となります。なお、振替日に引落しできなかった場合は、12月1日に、再度引落しをさせていただきます。

電気料金領収済のお知らせ

下記電気料金をご指定の口座から振替させていただきました。

契約種別	従量電灯A
年月分	4年10月分
振込金額	15,011円
別当り相当額(再掲)	1,364円
ご使用期間	9月8日~10月10日
ご使用量	482kWh
振替日	10月21日

口座名義: 印紙格納信納付につき北沢事務所領収済
店名: 関西電力
口座番号: 196

単価名称	月分	従量電灯A	15kWhをこえるに對して
燃料費調整	当月分	+33円66銭	+2円24銭
再エネ発電促進賦課金	当月分	+33円66銭	+2円24銭
	当月分	51円76銭	3円45銭

関西電力

(注)本表より振替することはありません。

No 126

電気ご使用量のお知らせ

本 業 作 成 年 月 日
令和 5年 1月13日

寮口 亭 推
いつもご利用いただきありがとうございます。

お 客 様 名 目 田 沼 新 井 電 機 有 限 公 司
お 届 け 日 1月12日 次 回 検 査 日 2月 8日

供給地点特定番号 (1) 0600836203427160010000

年 月 分 5年 1月分 ご請求金額 27,770円 お支払期限日 2月13日

ご契約種別 従量電灯A ご請求金額 27,770円

当月ご使用量 853kWh
ご参考 前年同月ご使用量 (期間 12月 8日~1月11日) 671kWh

当月指し渡す数 19509.5
前月指し渡す数 18656.1

(内 訳)	円	銭	(内 訳)	円	銭
基本料金	341	01	再エネ促進賦課金	2,94	200
1段料金	2,132	880	消費税率相当額再掲	2,52	400
2段料金	4,687	140			
3段料金	15,919	107			
口変換増徴引額	+	1,156			

計器番号 196

ご契約種別	*****	ご請求金額	*****		
(内 訳)	円	銭	(内 訳)	円	銭



従量電灯A	(参考) 託送料金相当額(再掲) うち賠償負担金相当額 及び廃炉円滑化負担金相当額	7,378円 196円19銭
-------	---	-------------------

※託送料金相当額は、低圧託送料金平均単価を基に算定した参考値です。

5年 1月分 ご請求に関するお知らせ
初回振替日 1月24日 再振替予定日 2月 2日
1月分料金の振替日は1月24日となります。
なお、振替日に引落しができなかった場合は、
2月2日に、再度引落しをさせていただきます。

電気料金領収済のお知らせ
下記電気料金をご指定の口座から振替させていただきました。

ご契約種別	従量電灯A	
年 月 分	4年12月分	
領 収 金 額	17,212円	*****
消費税率相当額(再掲)	1,564円	
ご使用期間	11月 9日~12月 7日	
ご使用量	546kWh	
振 替 日	12月20日	

口座名義 印紙控申告納付につき北松証券株式会社
店 舗 口変換番号
ご使用場所 > 京丹後市峰山町新町1919-3

単 価 名 称	月 分	従量電灯A	最初の15kWh に對して	15kWhをこえる 1kWhにつき
燃料 費 額	当月分		+33円66銭	+2円24銭
再エネ促進電連賦課金	当月分		-71円34銭	-4円76銭
			51円75銭	3円45銭



(1) 金額)本欄により算定することはありません。

No128

電気の使用量のお知らせ

本 業 作 成 年 月 日
 令和 5年 2月 9日

※(参考) 税込料金相当額(再掲) 7,516円
 うち増値負担金相当額 1999円87銭

※税込送料相当額は、低圧税込料金平均単価を基に算定した参考値です。

電気料金相当額(再掲)	7,516円
うち増値負担金相当額	1999円87銭
※税込送料相当額は、低圧税込料金平均単価を基に算定した参考値です。	

5年 2月分 ご請求に関するお知らせ
 初回振替日 2月20日 再振替予定日 3月2日
 2月分料金の振替日は2月20日となります。
 なお、振替日に引落しできなかった場合は、
 3月2日に、再度引落しをさせていただきます。

電気料金領収済のお知らせ
 下記電気料金をご指定の口座から振替させていただきました。

契約種別	従量電灯A
年 月 分	5年 1月分
領 収 金 額	27,770円
消費税(別添)相当額(再掲)	2,524円
ご 使 用 期 間	12月 8日 ~ 1月11日
ご 使 用 量	853kWh
振 替 日	1月24日

①口座振替による領収の場合、お受さま情報保護の観点から、ご口座情報につきましては、お受さまからのご承認がある場合のみ記載しております。なお、その場合でも、口座番号の一部を非表示とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。
 <ご使用場所> 京丹後市津山町新町1919-8

印紙振替申告
 付につき北
 摂津電業経済

契約種別	従量電灯A
当月ご使用量	869kWh
当月指し振額	20378.2
前月指し振額	19509.5
最低料金	34215.0
1段階料金	2,1327.80
2段階料金	4,6330.38
3段階料金	16,1336.00
増額増額引額	-
口座振替引額	-
再送金請求額	2,998.00
再入金請求額	2,021.00



No.129

電気ご使用量のお知らせ

本 書 作 成 年 月 日
 令和 5 年 3 月 9 日

※ 参考) 転送料金相当額(再掲)
 うち贈付負担金相当額
 及び慶賀円格化負担金相当額

6,980円
 185円61銭

※転送料金相当額は、低圧転送料金平均単価を基に算定した参考値です。

5 年 3 月分 請求金額 20,540円

5 年 3 月分 請求金額 20,540円

5 年 3 月分 請求金額 20,540円

5 年 3 月分 請求金額 20,540円

5 年 3 月分 請求金額 20,540円

5 年 3 月分 請求金額 20,540円

5 年 3 月分 請求金額 20,540円

5 年 3 月分 請求金額 20,540円

5 年 3 月分 請求金額 20,540円

5 年 3 月分 請求金額 20,540円

5 年 3 月分 請求金額 20,540円

5 年 3 月分 請求金額 20,540円

5 年 3 月分 請求金額 20,540円

5 年 3 月分 請求金額 20,540円

5 年 3 月分 請求金額 20,540円

5 年 3 月分 請求金額 20,540円

5 年 3 月分 請求金額 20,540円

5 年 3 月分 請求金額 20,540円

5 年 3 月分 請求金額 20,540円

5 年 3 月分 請求金額 20,540円

5 年 3 月分 請求金額 20,540円

5 年 3 月分 請求金額 20,540円

5 年 3 月分 請求金額 20,540円

5 年 3 月分 請求金額 20,540円

電気料金領収済のお知らせ

下記電気料金をご指定の口座から振替させていただきました。

5 年 3 月分 請求に関するお知らせ

初回振替日 3月20日 再振替予定日 3月30日

3月分料金の振替日は3月20日となります。

なお、振替日に引落しができなかった場合は、

3月30日に、再度引落しをさせていただきます。

電気料金領収済のお知らせ

5 年 2 月分 22,238円

5 年 2 月分 22,021円

5 年 2 月分 869円

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

電気料金領収済のお知らせ

下記電気料金をご指定の口座から振替させていただきました。

5 年 2 月分 22,238円

5 年 2 月分 22,021円

5 年 2 月分 869円

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

電気料金領収済のお知らせ

下記電気料金をご指定の口座から振替させていただきました。

5 年 2 月分 22,238円

5 年 2 月分 22,021円

5 年 2 月分 869円

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

電気料金領収済のお知らせ

下記電気料金をご指定の口座から振替させていただきました。

5 年 2 月分 22,238円

5 年 2 月分 22,021円

5 年 2 月分 869円

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

5 年 2 月分 2月20日

No130



第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨		整理番号	131 ~ 141	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費				
支払内容	事務所上下水道代 (令和4年4月分~令和5年2月分)				
支払金額	20,273円	按分率	90%	計上額	18,238円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
4-5-2	水道料金	1,062	京丹後市) 1843	No 131
4-5-2	下水道料	781	公共下水		
4-5-31	水道料金	1,062	京丹後市) 1843	No 132
4-5-31	下水道料	781	公共下水		
4-6-30	水道料金	1,062	京丹後市) 1843	No 133
4-6-30	下水道料	781	公共下水		
4-8-1	水道料金	1,062	京丹後市) 1843	No 134
4-8-1	下水道料	781	公共下水		
4-8-31	水道料金	1,062	京丹後市) 1843	No 135
4-8-31	下水道料	781	公共下水		
4-9-30	水道料金	1,062	京丹後市) 1843	No 136
4-9-30	下水道料	781	公共下水		
4-10-31	水道料金	1,062	京丹後市) 1843	No 137
4-10-31	下水道料	781	公共下水		
4-11-30	水道料金	1,062	京丹後市) 1843	No 138
4-11-30	下水道料	781	公共下水		
4-12-27	水道料金	1,062	京丹後市) 1843	No 139
4-12-27	下水道料	781	公共下水		
5-1-31	水道料金	1,062	京丹後市) 1843	No 140
5-1-31	下水道料	781	公共下水		
5-2-28	水道料金	1,062	京丹後市) 1843	No 141
5-2-28	下水道料	781	公共下水		

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	142～146		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費				
支 払 内 容	NHK受信料 (令和4年4月～令和5年1月分)				
支 払 金 額	6,125円	按分率	90%	計 上 額	5,510円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考	2ヶ月払：2ヶ月分で1,225円				
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					

放送受信料のご案内

受信料額表

お支払方法について >

地上契約(地上放送のみ受信できる場合)へ

	口座振替 クレジットカード等紙振払 お支払	クレジット等 (払込用紙でのお支払)
2か月払額	2,450円 <small>12月分2,450円</small>	2,550円 <small>12月分2,550円</small>
6か月前払額	7,015円 <small>12月分2,338円</small>	7,300円 <small>12月分2,433円</small>
12か月前払額	13,650円 <small>現金お支払</small> <small>12月分2,950円</small>	14,205円 <small>12月分2,701円</small>

お支払には消費税がかかります
お支払額の受信料額を見る

衛星契約(衛星放送が受信できる場合)へ

	口座振替 クレジットカード等紙振払 お支払	クレジット等 (払込用紙でのお支払)
2か月払額	4,340円 <small>12月分4,340円</small>	4,440円 <small>12月分4,440円</small>
6か月前払額	12,430円 <small>12月分2,072円</small>	12,715円 <small>12月分2,119円</small>
12か月前払額	24,185円 <small>現金お支払</small> <small>12月分2,015円</small>	24,740円 <small>12月分2,053円</small>

お支払には消費税がかかります
お支払額の受信料額を見る

特別契約へ

特別契約とは、地上系によるテレビジョン放送の自然の地形による無視聴地域、または舟車・電波その他普及用の移動性において、衛星系によるテレビジョン放送のみの受信についての放送受信契約です。

	口座振替 クレジットカード等紙振払 お支払	クレジット等 (払込用紙でのお支払)
2か月払額	1,910円 <small>12月分1,910円</small>	2,010円 <small>12月分2,010円</small>
6か月前払額	5,475円 <small>12月分912円</small>	5,760円 <small>12月分960円</small>
12か月前払額	10,650円 <small>現金お支払</small> <small>12月分888円</small>	11,205円 <small>12月分934円</small>

お支払には消費税がかかります

料金の割引等

家族割引

同一生計である複数の方がそれぞれ放送受信契約を締結している場合、また同一の放送受信料納付者が複数の放送受信契約を締結している場合に、受信料額の半額を割り引く制度です。詳しくはこちらをご覧ください。

<家族割引後の受信料額>

地上契約へ

	口座振替 クレジットカード等紙振払 お支払	クレジット等 (払込用紙でのお支払)
2か月払額	1,225円 <small>12月分1,225円</small>	1,275円 <small>12月分1,275円</small>
6か月前払額	3,507円 <small>12月分584円</small>	3,650円 <small>12月分608円</small>
12か月前払額	6,825円 <small>現金お支払</small> <small>12月分570円</small>	7,102円 <small>12月分592円</small>

お支払には消費税がかかります
お支払額の受信料額を見る

衛星契約へ

	口座振替 クレジットカード等紙振払 お支払	クレジット等 (払込用紙でのお支払)
2か月払額	2,170円 <small>12月分2,170円</small>	2,220円 <small>12月分2,220円</small>
6か月前払額	6,215円 <small>12月分1,036円</small>	6,357円 <small>12月分1,059円</small>
12か月前払額	12,092円 <small>現金お支払</small> <small>12月分1,008円</small>	12,370円 <small>12月分1,031円</small>

お支払には消費税がかかります
お支払額の受信料額を見る

No 142

NHK 放送受信料領収証

森口 亨 様

お客様番号

振替日 令和 4年 4月26日

領収金額(消費税を含みます) 1,225 円	お支払期間 令和 4年 4月 ~ 令和 4年 5月
	件数 地上契約 1

取扱金融機関

次回振替予定日

口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください

令和 4年 6月27日

上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。

日本放送協会



お問い合わせ先 (電話番号のかけ間違いのないようご注意ください。)

受信料関係のお問い合わせ 0570-077-077

転居等のお届け(フリーダイヤル) 0120-151515

放送番組についてのご照会 075-251-1111

転居や衛星契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。
<https://www.nhk-es.jp/jushinryo/> (24時間いつでも簡単に手続きできます。)

IP電話等をご使用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、
050-3786-5003をご利用ください。

受信料のお支払いありがとうございました。

No 143

NHK 放送受信料領収証

森口 亨 様

お客様番号

振替日 令和 4年 6月27日

領収金額(消費税を含みます)
1,225 円

お支払期間

令和 4年 6月 ~ 令和 4年 7月

件数

地上契約 1

取扱金融機関

次回振替予定日

口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください

令和 4年 8月26日

上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。

日本放送協会



お問い合わせ先 (電話番号のかけ間違いのないようご注意ください。)

受信料関係のお問い合わせ 0570-077-077

転居等のお届け(フリーダイヤル) 0120-151515

放送番組についてのご照会 075-251-1111

転居や衛星契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。
<https://www.nhk-as.jp/ushingyo/> (24時間いつでも簡単に手続きできます。)

IP電話等をご使用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、
050-3786-5003をご利用ください。

受信料のお支払いありがとうございました。


No 144

NHK 放送受信料領収証

森口 亨 様

お客様番号

振替日 令和 4年 8月26日

領収金額(消費税を含みます)	お支払期間
1,225 円	令和 4年 8月 ~ 令和 4年 9月
	件数
	地上契約 1
取扱金融機関	次回振替予定日
口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください	令和 4年10月26日
上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。	
日本放送協会 	

お問い合わせ先 (電話番号のかけ間違いのないようご注意ください。)

受信料関係のお問い合わせ 0570-077-077
転居等のお届け(フリーダイヤル) 0120-151515
放送番組についてのご照会 075-251-1111

転居や衛星契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。
<https://www.nhk-es.jp/jushin/> (24時間いつでも簡単に手続きできます。)

IP電話等をご使用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、
050-3786-5003をご利用ください。

受信料のお支払いありがとうございました。

No 145

NHK 放送受信料領収証

森口 亨 様

お客様番号




振替日 令和 4年10月26日

領収金額(消費税を含みます) 1,225 円	お支払期間 令和 4年10月 ~ 令和 4年11月
	件数 地上契約 1

取扱金融機関	次回振替予定日
口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください	令和 4年12月26日

上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。

日本放送協会 

お問い合わせ先 (電話番号のかけ間違いのないようご注意ください。)

受信料関係のお問い合わせ 0570-077-077
転居等のお届け(フリーダイヤル) 0120-151515
放送番組についてのご照会 075-251-1111

転居や衛星契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。
<https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/>(24時間いつでも簡単に手続きできます。)

IP電話等をご使用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、
050-3786-5003をご利用ください。

受信料のお支払いありがとうございました。

No146

NHK 放送受信料領収証

森口 亨 様


お客様番号

振替日 令和 4年12月26日

領収金額 (消費税を含みます) 1,225 円	お支払期間 令和 4年12月 ~ 令和 5年 1月
	件数 地上契約 1

取扱金融機関 口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください	次回振替予定日 令和 5年 2月27日
-------------------------------------	------------------------

上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。

日本放送協会 

お問い合わせ先 (電話番号のかけ間違いのないようご注意ください。)

- 受信料関係のお問い合わせ 0570-077-077
- 転居等のお届け(フリーダイヤル) 0120-151515
- 放送番組についてのご照会 075-251-1111

転居や衛星契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。
<https://www.nhk-cs.jp/jushiryoku/> (24時間いつでも簡単に手続きできます。)

IP電話等をご使用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、050-3786-5003をご利用ください。

受信料のお支払いありがとうございました。

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨		整理番号	147	
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務所費</u> ・事務費・人件費				
支 払 内 容	NHK受信料（2月・3月分）				
支 払 金 額	1,225円	按分率	45%	計 上 額	551円
按分率の考え方	2月分のみ政務活動の対象とするため、事務所状況等説明書に記載の按分率90%に1/2を乗じたもの。				
備 考	2ヶ月払：2ヶ月分で1,225円				
（領収書は、重ならないように貼付してください。）					

NHK 放送受信料領収証

森口 亨 様

お客様番号



振替日 令和 5年 2月27日

領収金額(消費税を含む) 1,225 円	お支払期間 令和 5年 2月 ~ 令和 5年 3月
	件数 地上契約 1

取扱金融機関 口座番号等の表示を希望されるお客様はご連絡ください	次回振替予定日 令和 5年 4月26日
-------------------------------------	------------------------

上記放送受信料を口座振替により領収いたしました。

日本放送協会



お問い合わせ先 (電話番号のかけ間違いのないようご注意ください。)

受信料関係のお問い合わせ 0570-077-077
 転居等のお届け(フリーダイヤル) 0120-151515
 放送番組についてのご照会 075-251-1111

転居や衛星契約への変更のお届けはインターネットをぜひご利用ください。
<https://www.nhk.co.jp/dsp/nyo/> (24時間いつでも簡単に手続きできます)

IP電話等をご使用の方で、フリーダイヤル等ご利用いただけない場合は、
 050-3786-5003をご利用ください。

受信料のお支払いありがとうございました。

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	148		
費目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務所)・事務費・人件費				
支払内容	事務所灯油代				
支払金額	1,818円	按分率	90%	計上額	1,636円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備考					

(領収書は、重ならないように貼付してください。)

簡単に給油! ドライブペイ!!!
M秒レギュラー軽油は、2円引き



お客様控え
apollo station (クレジット領収書)

316447

プリティール峰山

TEL 0772-69-5108

株式会社京光石油

京都府京丹後市峰山町新町1527-1

TEL 0772-69-5108

売上

2023年 1月 9日

10:18

MORIGUCHI TOORU 様

出光クレジット

灯油 P-22(内)

18.00L 8101.0 1818円

02100.00

(内、特売値引き -82.0 -36円)

合計 1,818円

(内、消費税等(10.00%) 165円)

(内、P支払可能金額 1,818円)

支払区分:一括

承認No. 0000081356

端末識別番号: 0817501316447

端末処理通番: 25301 ATC: 00C9

IC/MS識別子: IC

AID: A0000000651010

JCB Credit

カードシーケンス番号: 01

クレジットカード会員:

取引コード: 316447230109101638433310

基本ポイント

9P

利用可能ポイント

11P

楽天ポイントカードのキャンペーン

情報をアプリで配信中

期間限定ポイントなど貯まったポイント

も街のお買い物に使えて便利

ポイント残高の反映にはお時間をいただく場合があります。

伝No: 10108

担当: 8800

※ 本書保管上のお願
財布・手帳等にはさんで保管願く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

事 務 費

第5号の2様式(第7条関係)

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	149~159		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・ <u>事務費</u> 人件費				
支払内容	事務所コピー機リース料 (令和4年4月~令和5年2月分)				
支払金額	147,312円	按分率	90%	計上額	132,572円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考	月額13,392円				
(領収書は、重ならないように貼付してください。)					
4-4-4		13,392	SMTA	ナ	No 149
4-5-6		13,392	SMTA	ナ	No 150
4-6-3		13,392	SMTA	ナ	No 151
4-7-4		13,392	SMTA	ナ	No 152
4-8-3		13,392	SMTA	ナ	No 153
4-9-5		13,392	SMTA	ナ	No 154
4-10-3		13,392	SMTA	ナ	No 155
4-11-4		13,392	SMTA	ナ	No 156
4-12-5		13,392	SMTA	ナ	No 157
5-1-4		13,392	SMTA	ナ	No 158
5-2-3		13,392	SMTA	ナ	No 159

ハード・プロگرامソフト(兼用)リース申込書
 (お申込み年月日を必ず記入ください)
 お申込み年月日 年 月 日
 20 年 月 日

お客様がお申込みになる会社名
三井物産リース株式会社
 〒105-0023 東京都港区芝浦一丁目2番3号
 TEL 03-3541-1111 FAX 03-3541-1112

①リース申込書様用

お申込みのリース会社、賃貸人用の「品代支払区分」欄の該当欄に必ずチェックマークを入れてください。
 営業のために利用される場合以外は、お申込みできませんのでご了承ください。

当社より、後日送付の「リースお支払明細書」は、契約成立後、契約の内容及びリースお支払明細書にてご確認ください。
 保管してください。なお、契約成立日(リース開始日)等の契約内容は、「リースお支払明細書」にてご確認ください。

物件No	物件名	型式	品番	台数	使用場所(申込者所在地と異なる場合は、申込者自費の品番を記入)
01	ハードウェア		0-2515AC	1	
02	ソフト				
03	ソフト				
04	ソフト				
05	ソフト				

郵便番号 (629-0005)
 〒629-0005 和歌山県新宮市新町1919-3
 代表者 森口 孝 代表
 〒629-3838 和歌山県新宮市新町1030
 代表者 森口 孝 代表

②書面に押印ください

お勤め先
 名称・所属・役職
 名称・所属・役職

お勤め先
 名称・所属・役職

リース料等および支払方法

(1)リース期間 物件受領確認年月日(リース開始日)から 60 ヵ月(期間中の解約はできません)

(2)月額リース料等 リース料(消費税別) 消費税込 992円 13392円

(3)支払方法 甲の指定する支払口座から自動引落させさせていただきます。

(4)支払期日 当月初日、後日送付の「リースお支払明細書」に従って、自動引落(毎月3日、日)金融機関休業日の場合は翌営業日)の方法によりリース料をお支払いいただきます。最初の初回リース料は2回目のリース料と合算して自動引落させていただきます。

(5)前払リース料 円(消費税別) 最終リース料 円(消費税別) 月分のリース料に充当

(6)再リース料 年額 年間リース料×10(再リース時の消費税込) (7)保険 動産総合保険

(8)遅延損害金 年 14.6% (9)規定償還金 残リース料相当額および未払消費税込額

③書面に押印ください

お勤め先
 名称・所属・役職

お勤め先
 名称・所属・役職

お勤め先
 名称・所属・役職

右記契約番号のリース物件をリースのうえ、この契約を申込みます。また、右記契約番号のリース物件につき「グレートアップ(GU)」解除の場合は、その解除金を含めた契約として申込みます。解除金については動産総合保険対象外となることを承諾します。

店コード 754196
 〒668-0013 和歌山県新宮市新町5
三井物産リース株式会社
 TEL 0796-222-7530
 FAX 0796-222-7554

納入業者
 担当者 (市外局番からご記入下さい)
 TEL ()
 FAX ()

④書面に押印ください

お勤め先
 名称・所属・役職

お勤め先
 名称・所属・役職

お勤め先
 名称・所属・役職

第5号の2様式（第7条関係）

政務活動費領収書貼付用紙

議員氏名(会派名)	森口 亨	整理番号	160 ~ 171		
費 目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請原簿等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・ <u>事務費</u> ・人件費				
支払内容	事務所電話・インターネット代 (令和4年3月～令和5年2月分)				
支払金額	108,893円	按分率	90%	計上額	97,999円
按分率の考え方	事務所状況等説明書に記載のとおり				
備 考					
<p>(領収書は、重ならないように貼付してください。)</p>					

内訳項目 金額 (円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆基本使用料率(計) 5,200	5,200	利用期間 13/11/23~13/3/31 原簿 07/07/01~07/07/01 (簿簿) 07/07/01~07/07/01 入会費 07/07/01~07/07/01 入会費 07/07/01~07/07/01	算 合 算
◇通話料 通信料(計) 688	688	国内通話料 2月の利用分	算 合 算
◇その他利用料金等(計) 704	704	施設費等表示 サブスクリプション 追加番号 ユニークサービス料/基本(追加番号) ユニークサービス料/基本(追加番号)	算 合 算
◇消費税等相当額(計) 709	709	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×10%	算 合 算
◇合計 7,801	7,801	合計 KINETICサービス料の別注 ◎標準利用料率は3月まで ◎ポイ以外の別注 ◎3月の利用分には付帯標準部イン ◎ポイ以外の別注の金額は700円 ◎その他の標準部インはAW3Bで構成 ◎3月の利用分には付帯標準部イン ◎その他の標準部インはAW3Bで構成 ◎3月の利用分には付帯標準部イン ◎その他の標準部インはAW3Bで構成	算 合 算

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(トコモご利用分)

お客様電話番号等
(BILLING NUMBER)

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
森田 亨 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2022年 6月14日発行)

2022年 5月ご請求分	(2022年 5月31日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	8,718 円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	
口座番号 ACCOUNT	* * *

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替できなかった場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。



社用コード 01900521-EG741594501#

No161

110.162

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証 (ドコモご利用分)

お客様電話番号 (BILLING NUMBER) [REDACTED]

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME) 森口 亨 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2022年 7月13日発行)

2022年 6月ご請求分		(2022年 6月30日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7,689 円	
金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	[REDACTED]	
口座番号 (ACCOUNT)	* * *	

印紙税申告納
付につき芝
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替できなかった場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。

社用コード 01906296-EG741600236#

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証
(ドコモご利用分)

お振替番号
(BILLING NUMBER)

ご請求先氏名 (CUSTOMER NAME)
森口 亨 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。
The following amount was transferred from your account. (2022年 8月13日発行)

2022年 7月ご請求分	(2022年 8月 1日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	7,486円
金融機関名 BANK/POST OFFICE	
口座番号 ACCOUNT	***

印紙税申告納
付につき
税務署承認済

NTTファイナンス株式会社
〒108-0075
東京都港区港南1-2-70



※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。
※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替できなかった場合は、原則として、ご請求月の翌月15日に再度振替させていただきます。なお、振替日が土曜・日曜・祝日の場合は、翌営業日に振替させていただきます。



社用コード 02022441-EG741649301#

No163

